

令和7年8月1日から使用できる 資格確認書等^(※)を送付します。

※マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を、お持ちの方には「資格情報のお知らせ」を送付します。

み ほ ん

資格確認書

～マイナ保険証をお持ちでない方～

「資格確認書」の有効期限は、原則として令和8年7月31日までとなります。

<69歳以下の方>

神奈川県
国民健康保険
資格確認書

有効期限 令和8年 7月31日
記号 50 番号 00000000(枝番)00

氏名 ○○ ○○
住所 川崎市○○区○○町1番地
国保ハイツ 101号

生年月日 昭和○年○月○日 性別 男
適用開始年月日 平成○年○月○日
交付年月日 令和7年 8月 1日

世帯主氏名 ○○ ○○
保険者番号 1450○○ 川崎市
交付者名
TEL 044-000-0000 (○○区役所)

川崎市之印

<70歳～74歳の方>

神奈川県
国民健康保険
資格確認書

有効期限 令和8年 7月31日
記号 50 番号 00000000(枝番)00
一部負担金割合 ○割

氏名 ○○ ○○
住所 川崎市○○区○○町1番地
国保ハイツ 101号

生年月日 昭和○年○月○日 性別 男
適用開始年月日 平成○年○月○日
交付年月日 令和7年 8月 1日
発効期日 令和7年 8月 1日

世帯主氏名 ○○ ○○
保険者番号 1450○○ 川崎市
交付者名
TEL 044-000-0000 (○○区役所)

川崎市之印

資格情報のお知らせ

～マイナ保険証をお持ちの方～

「資格情報のお知らせ」の有効期限は、原則としてありません。

ただし、70歳以上の方(一部69歳の方を含む)、在留期限のある外国人の方、マル学に該当する方には有効期限を設定しています。

令和7年 6月14日

21-5570
中原区小杉町3丁目245番地
中原区役所1階
中原 花子 様

問い合わせ先
21-1-5570
川崎市中原区小杉町3丁目245番地
中原区役所保険年金課
国民健康保険担当 1階10番窓口
044-744-3201

資格情報のお知らせ

交付者名 川崎市
保険者番号 145037

あなたの加入する国民健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは医療機関等を受診できません。

記号	50	番号	0000001 (枝番)05
氏名	中原 花子		
負担割合	2割 (70歳未満の方は★表示)		
適用開始年月日	昭和61年 5月31日		
交付年月日	令和7年 6月14日		

※有効期限：令和7年 7月20日 発効期日：令和7年 8月1日
この通知は、国民健康保険法施行規則第7条の3第1項の規定による資格情報通知を指します。

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和7年 6月14日 発行

交付者名 川崎市 (145037)
記号 50 番号 0000001 (枝番) 05
氏名 中原 花子
住所 川崎市 中原区 小杉町3丁目245番地
交付期日 令和7年 7月20日
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

※ 70歳未満の方は負担割合が一律のため、★表示
(義務教育就学前は2割、その他は3割)
※ 有効期限は70歳以上の方(一部、69歳の方を含む)、
在留期限のある外国人の方、マル学に該当する方のみ表示
※ 発効期日は70歳以上の方のみ表示

※70歳～74歳の方にお送りする「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」には、枠内の記載が追加されます。

- 令和7年8月1日から医療機関等を受診される際は、「マイナ保険証」又は新しい「資格確認書」【浅葱色(青色)】を御利用ください。「資格情報のお知らせ」だけを医療機関等に提示しても保険適用は受けられません。
- 「資格確認書」は、特定記録郵便(申出があった方には簡易書留郵便)で7月下旬までにお送りする予定です。「資格情報のお知らせ」は、一律普通郵便で7月下旬までにお送りする予定です。なお、世帯の中で「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」が混在する場合は別送となり、到着するタイミングも異なりますので御了承ください。

【川崎市国保の脱退には、届出が必要です】

- 勤め先の健康保険に加入されたときや川崎市外に転出されたときなどは、速やかに届け出てください。
- 勤め先の健康保険に加入後や川崎市外に転出後に医療機関等を受診する場合は、健康保険の切替中であることを医療機関等の受付でお伝えください。
- 健康保険の切り替え中であることを医療機関等に伝えずに受診すると、川崎市が負担した医療費を後日返還していただくことになりますので、御留意ください。